

# 岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 三 年 十 月 一 日

## 目 次

### 規 則

○岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則  
○岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

(人 事 課) ページ  
(出 納 管 理 課) 一

## 規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二百一十一号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

本則第二号の表保健所非常勤医師の項の次に次のように加える。

災害医療コーディネーター

日 額

一三、七〇〇円

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二百一十二号

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

編集 岐阜市三輪ふりとぴあ十二 岐阜文芸社